

農地中間管理事業 保証金の取扱いについて (R6.10)

- 農地を借りた方が、借りた農地に自ら「ブドウ棚」や「ビニールハウス」といった施設等を設置した場合、契約の終了時または解約時（以下「契約終了時」という。）には、設置した施設等を撤去し、原状に戻して農地を返却する必要があります。



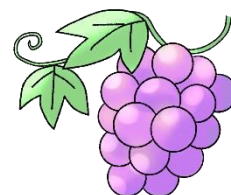
- 近年、借りた農地に、借受者自ら「ブドウ棚等」を設置する事例が増加しています。

当公社では、借受者の事情により原状回復を行うことができないケースが増加することを想定し、借りた農地に施設等を設置する場合には保証金を徴収させていただくことにしました。

【保証金の金額】

- 概ね撤去費用の半額相当額とさせていただきます。※保証金額の 1,000 円未満は切り上げ
・ブドウ棚（平棚・垣根）、パイプハウスについては次のとおりです。

施 設	保証金額	(参考) 撤去費用
ブドウ棚(平棚)	27,000 円/a	54,000 円/a
ブドウ棚(平棚) ※単管パイプ	22,950 円/a	ブドウ棚(平棚)の 85%
ブドウ棚(垣根)① ※棚面積算定	18,000 円/a	平棚の 2/3
ブドウ棚(垣根)② ※棚の延長算定	473 円/m	①を棚の延長に換算
パイプハウス	20,000 円/a	40,000 円/a



- ・ブドウ棚（垣根）については、①または②どちらも有効とします。なお、大規模な棚や特殊構造の棚については別途ご相談ください。
・その他の施設については、個別に保証金額を設定させていただきますので、必要に応じて施設面積や構造が分かる資料(コピー可)のご提出をお願いします。

【保証金の納入】

- 契約の始期の前までに、当公社が発行する通知書により納入していただきます。

【保証金を活用しての原状回復】

- 借受者の方が原状回復を行うことができない場合には、当公社は保証金を撤去費用の一部に充て原状回復（施設の解体、廃材処分（分別含む）、整地など）を行います。
なお、保証金で不足する費用は、別途、借受者の方に請求させていただきます。

【保証金の返金】

- 契約終了時に借受者の方が自ら原状回復した場合には、保証金は返却いたします。
○ 契約が終了しても、当該農地の契約を継続する場合には、返金を行わずそのまま保証金をお預かりします。

【その他】

- 契約終了時に、地権者の方が原状回復を求めない場合には保証金は徴収いたしません（地権者の方から、別紙「現状有姿返還誓約書」の提出が必要です）。
○ 農用地利用集積等促進計画の共通事項もご確認ください。